

国自安第120号  
国自技環第173号  
国自旅第274号  
国自基第173号  
国自整第187号  
令和5年12月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

物流・自動車局

安全政策課長  
技術・環境政策課長  
旅客課長  
車両基準・国際課長  
自動車整備課長

一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

【別紙】

国自安第120号

国自技環第173号

国自旅第274号

国自基第173号

国自整第187号

令和5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局

安全政策課長

技術・環境政策課長

旅客課長

車両基準・国際課長

自動車整備課長

一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について

今般、標記についての通達を制定したので各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達に伴い、平成18年9月27日付け国自総第322号、国自旅第182号、国自技第149号、国自整第94号「一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について」は廃止する。

また、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。